

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

ア 14 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 13 年度業務実績の評価に併せて、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ 15 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)」「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係」(平成 15 年7月 31 日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ 16 年度における評価の取組

平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16 年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16 年6月 30 日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成 15 年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17 年7月 11 日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ 19 年度における評価の取組

平成 19 年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年7月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

オ 20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年 7 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた(資料 27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

カ 21 年度における評価の取組

平成 21 年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した(資料 28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日決定 平成 22 年 5 月 31 日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした。契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

キ 22 年度における評価の取組

平成 22 年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成 22 年 3 月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した(資料 29-1「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 22 年 5 月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を二次評価で活用した。

ク 23 年度における評価の取組

平成 23 年度においては、3 月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこと等を内容とした「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 29-2「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 23 年 4 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

(2) 評価活動の概要

平成 23 年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 22 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 46 及び図表 47 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、法人のミッションを踏まえつつ、内部統制や保有資産を始めとする前年度の指摘事項等のフォローアップに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(図表49参照)(平成23年12月9日通知)。

図表 46. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審 議 内 容
平成 23 年 3月3日	独立行政法人 評価分科会	・平成 22 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率案について
4月 26 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率案について ・「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」の策定
7月 25 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率案について ・平成 23 年度の事務・事業の見直しについて
10 月6日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各省ヒアリング(経済産業省、文部科学省) ・役員の退職金に係る業績勘案率案について
10 月14 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各省ヒアリング(厚生労働省、国土交通省、総務省、外務省)
11 月7日	独立行政法人 評価分科会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の検討状況について ・平成 22 年度業務実績評価について
12 月9日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について ・平成 22 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率案について
平成 24 年 3月5日	独立行政法人 評価分科会	・平成 23 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率案について

図表 47. 平成 23 年に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況(業務実績評価に関する日程を含む)。

名称 ()は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (11 回)	河野臨時委員 山谷臨時委員 木村臨時委員 河合臨時委員 宮内臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	6 月 27 日 7 月 14 日 7 月 20 日※ 8 月 5 日※ 8 月 26 日※ 10 月 7 日	10 月 20 日 10 月 28 日 11 月 21 日 2 月 10 日 2 月 17 日
第2ワーキング・グループ (12 回)	鈴木臨時委員 稲継臨時委員 岡本臨時委員 荒張臨時委員 瀬川臨時委員	財務省所管7法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人 法務省所管1法人	4 月 28 日 7 月 8 日 10 月 3 日※ (WG & 委員視察) 10 月 14 日※ (WG & 委員視察) 10 月 24 日	10 月 27 日※ (WG & 委員視察) 11 月 2 日 11 月 8 日 11 月 14 日 11 月 21 日 2 月 9 日 2 月 20 日
第3ワーキング・グループ (7 回)	柴臨時委員 浅羽臨時委員 森泉委員 宮本臨時委員 野口臨時委員	文部科学省所管 22 法人	7 月 5 日 7 月 12 日 9 月 30 日 10 月 28 日	11 月 25 日 2 月 13 日 2 月 21 日
第4ワーキング・グループ (9 回)	山本委員 田淵委員 高木臨時委員 石田臨時委員 園田臨時委員	国土交通省所管 20 法人	7 月 4 日 7 月 19 日 9 月 20 日 9 月 28 日 11 月 1 日	11 月 16 日 11 月 30 日 2 月 1 日 2 月 21 日
第5ワーキング・グループ (8 回)	縣臨時委員 梶川臨時委員 玉井臨時委員 河村臨時委員 梅里臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 20 法人 防衛省所管1法人	4 月 15 日 6 月 29 日 7 月 11 日 7 月 20 日※	10 月 5 日 10 月 31 日 11 月 18 日 2 月 14 日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ (1回)	浅羽臨時委員 河野臨時委員 柴臨時委員 野口臨時委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	11 月 21 日	

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を () 書きで記載している。

(3) 平成 24 年度以降の当面の視点等の決定

平成 24 年 5 月 21 日には、平成 23 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 29-3「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 24 年 5 月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。その中では、平成 22 年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の管理・運用、内部統制の充実・強化等についてのフォローアップのほか、東日本大震災に関連した被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組及び自然災害等のリスクに対する法人独自の取組等の評価を中心に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 21 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 48. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国立公文書館	「次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、館内に既存事務・事業見直しのための担当チームを設置し、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しを実施した。当該見直し結果を平成 23 年度予算に的確に反映(減額)させたほか、常勤職員 2 名の削減を行うなど、各般の効率化に取り組んだ。一方で公文書管理法の全面施行に向けて、館に求められる機能を十全に実施するため、平成 23 年度政府予算案に常勤職員 8 名に係る新規定員化措置を計上したほか、既存の組織体制にとらわれない作業グループを柔軟に編成するなど各般の工夫を行い、国民に対するサービスの一層の向上に努めた。
	国民生活センター	「今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、指標の利用状況等についてユーザーヒアリングを行い、指標事業の有効性について確認した。また、「今後の評価に当たっては、年間の記者説明会の開催回数や情報提供件数にとどまらず、収集情報の分析、取りまとめ、公表といった情報提供に至る各プロセスが適時に行われているかについても評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、情報提供に至るプロセス及び公表の迅速性について報告し、評価を受けた。
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価調書において、事業仕分け等の評価結果を反映した適切な取り組みが行われているか、法人の取組状況について評価した。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、業務・システムの最適化は、最適化計画の完了後に計画どおりの最適化が図られた否かが重要であり、計画途中段階の年度において最上級の評定を付することには慎重であるべきだとの認識も参考しつつ、厳格な評価を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、当該意見を参考としつつ、「独立行政法人の評価の基本的な考え方(平成 13 年 12 月 14 日総務省独立行政法人評価委員会決定)」及び「統計センター分科会における評価の考え方」に基づき、厳格な評価を行った。

	平和祈念事業特別基金	「今後の評価に当たっては、中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである」と指摘された。平成 22 年度の業務実績評価においては、最上級の評定を付すに当たって、具体的目標に対して何が大きく上回ったのかを明らかにした上で、実績に基づく評価を行った。
外務省	国際協力機構	「今後の評価に当たっても、事業仕分けの評価の結果等を踏まえた本法人の取組について、より適切な評価を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、22年度の業務実績においては、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾・第2弾)の評価の結果等を踏まえた法人の取組を重点的に評価し、評価委員会としての認識を評価結果に記載した。
	国際交流基金	会計検査院の平成 20 年度決算検査報告において運営方法改善の必要性を指摘されたフィルムライブラリー充実(本部)事業について、「今後の評価にあたっては、前払い上映権付きフィルムの使用実績や残存回数、同年度における同フィルムの契約更新の状況等についても業務実績報告書で言及させた上で、これについての貴委員会の認識を評価の結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 22 年度業務実績報告書に、上映許諾期間があり上映権を前払いしている「制限付きフィルム」の年度当初と年度末時点での所蔵本数及び上映権の残状況、年度中の利用状況について詳細な情報を掲載した上で、評価を行った。
財務省	造幣局	実物資産について、「今後の評価に当たっては、見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である」と指摘されたことを踏まえ、基本方針において指摘された資産については、国庫納付の状況等を確認した上で、また、その他の資産についても、その必要性等を確認した上で評価を行った。 内部統制について、「法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取組が適切か、課題がないか等について、各府省評価委員会としての見解を評価の結果で明らかにする必要がある」と指摘されたことを踏まえ、内部統制に係る取組の適切性を評価結果において明らかにした。 契約事務に係る執行体制等について、「今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、契約審査体制等の実効性が保たれ、有効に機能していることを、評価書に記載した。
	国立印刷局	実物資産について、「今後の評価に当たっては、見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である」と指摘されたことを踏まえ、基本方針において指摘された資産については、国庫納付の状況等を確認した上で、また、その他の資産についても、その必要性等を確認した上で評価を行った。 知的財産について、「今後の評価に当たっては、特許等の知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況等について明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべき」と指摘されたことを踏まえ、保有の必要性等を業務実績報告書に記載した上で適切性について評価を行った。 内部統制について、「法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取組が適切か、課題がないか等について、各府省評価委員会としての見解を評価の結果で明らかにする必要がある」と指摘されたことを踏まえ、内部統制に係る取組の適切性を評価結果において明らかにした。 契約事務に係る執行体制等について、「今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、契約審査体制等の実効性が保たれ、有効に機能していることを、評価書

		に記載した。
	酒類総合研究所	契約事務手続きに係る執行体制や審査体制の確保に関する評価において、『契約事務における一連のプロセス』及び『執行、審査の担当者（機関）の相互牽制』についての実態が明らかになっていないとともに、これら事項に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価にあたっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、法人の実体とともに、評価の結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、契約業務におけるプロセスと監事による監査結果の理事長への報告や契約監視委員会によるチェックといった審査体制等について報告を受け、それを踏まえた評価を行った。
	日本万国博覧会記念機構	法人のミッションの役職員への周知徹底について、「今後の評価に当たっては、ミッションを役職員により深く浸透させるための取組みにも留意した評価が行われることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、理事長は常に機構の果たすべきミッションを念頭に置き、理事会等において役職員に対し、業務運営の具体的方針や具体的施策の推進を指示し、コンプライアンスに関する研修を行った。また、全職員が参加のうえ、機構が抱えるリスクの洗い出し、分析、評価を行い、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構リスク対応計画」を策定し、リスク回避のための対応を強化した。
文部科学省	国立女性教育会館	「今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、S評定を付す際には、「S 評定の根拠(A 評定との違い)」との項目を付記し、S評定を付す定量的根拠を明らかにするようにした。 保有資産の管理・運用等について、「今後の評価に当たっては、法人の設置目的に照らし合わせた上で、各施設の利用実態、稼働状況等を明らかにした上でその保有の必要性についての評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、利用率と研修事業との目的に照らして、抜本的な見直しがなされ、草原運動場やテニスコートの一部廃止及びそれに伴う借地の一部返還、室内プールの休止を決めた。
	日本学術振興会	「特別研究員(RPD)」に係る評価に当たって、S評定とすることの説明が十分なものとなっていなかったため、「今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、評価項目についてこれまで以上に、いかに特に優れた実績を上げたかを具体的に説明すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、S評定を付す際には、「S 評定の根拠(A 評定との違い)」との項目を付記し、S評定を付す定量的根拠を明らかにするようにした。
	日本原子力研究開発機構	「高速増殖原型炉もんじゅの燃料交換片付け作業中における炉内中継装置の落下」について、外部機関への連絡は、本来、事象発生後迅速に行うべきところ、外部への第1報の通報が事象発生から約1時間30分後と、現場担当者の認識不足等の原因により迅速に対応できなかった等とされていることについて、「原子力安全・保安院の評価を経て講じることとなる再発防止策が真に有効に機能するか等の観点からの評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、炉内中継装置落下の通報遅れについては、厳格な原因究明に基づき適切に再発防止策が講じられていることを確認した。
厚生労働省	全法人共通	政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務実績評価についての意見を受け、内部統制については、法人の長のマネジメントの発揮状況等に留意した監事監査の実施状況及び監事監査で把握した改善点等について、次年度の業績評価資料に反映する見直しを行った。
	高齢・障害者雇用支援機構	地方業務について、23年度からの委託方式の廃止及び機構による直接実施に向け、22年度に直接実施に移行した「9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である。」との指摘を踏まえ、23年度の全国実施に向けては、職員の採用・研修や事務所の開設など執務環境の円滑な整備、労働局や事業主団体等を通じた実施主体の変更に係る周知の徹底を図るとともに、業務実施体制の合理化や管理経費の徹底した効率化を図ることとした。 なお、22年度の先行9道県においては、新設した実施部門に対し、本部から職員が現地に赴ききめ細かい指導を重ねて行うこと等により、業務目標を達成した。
農林水産省	農業生物資源研究所	「今後の評価に当たっては、ミッションを役職員により深く浸透させるための取組にも留意した評価が行われることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度に係る業務実績の評価では、理事長が自ら職員と直接意見を交

		わし、法人のミッションを徹底させるとともに、階層構造を簡略化し、理事長が現場の問題を把握できる仕組みを構築していることを確認した上で評価を行った。
経済産業省	原子力安全 基盤機構	(保有資産の見直し) 「今後の評価に当たっては、勧告の方向性や見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、機構に対して保有資産の管理・運用等に関する資料を作成させ、部会において説明を求め、評価を行った。 (内部統制の充実・強化) 「評価結果において言及されていない内部統制事項については、貴委員会の見解を明らかにするためにも今後の評価において言及すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価書において内部統制に係る要求事項毎にその評価結果を記述(言及)した。 また、「当委員会の意見を踏まえて、今後、各府省評価委員会において、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、既に機構が構築しているQMS体制の下での活動と内部統制に係る各要求事項との関係を整理し、今後、充実・強化すべき事項等を確認しつつ評価を行った。
	石油天然ガス・金属鉱物 資源機構	「今後の評価に当たっては、法人内における内部統制システム、事件再発防止策について適正な運用がなされているかについて評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、事件内部調査、第三者委員会での原因究明後の調査報告書が発出され、事業体制及び内部統制の見直しを行った点を確認したが、本事件は業務運営に当たって問題となる事象との考えで評価結果に言及することとした。なお、役職員への研修等を通じたコンプライアンス意識向上や監事への情報伝達強化等を実施している事実を評価シートに記載し、同事実を踏まえた上での評価であることを明示した。 「今後の評価に当たっては、契約審査体制等が契約の適正確保の観点から有効に機能しているかについて評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、随意契約削減検討会議による事前チェックと、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会によるモニタリング等が有効に機能していることを確認した上での評価であることを明示した。
国土交通省	交通安全環境 研究所	リコール技術検証業務について、「今後の評価に当たっては、このような指摘への対応など、本法人が次期中期計画に基づき行う取組の進捗状況について業務実績報告書等で明らかにした上で、法人の取組が適切なものとなっているかという観点から、引き続き重点的に評価を行うよう留意すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22年度業務実績評価において、自動車の新技術や不具合への対応、ユーザー目線にたった迅速かつ確実な対応のための体制強化への取組が行われており、適切であると評価している。
	自動車事故 対策機構	安全指導業務(指導講習事業、適性診断事業)について、「今後の評価に当たっては、民間参入の促進によって支援を必要とする団体が増加することが予想されることから、支援体制の強化のみならず、それによってどの程度認定団体が増加したのか定量的な成果も明らかにした上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22年度業務実績評価において、認定取得支援を実施したほか、新たに認定を受けるに至った団体数を明らかにしたうえで、閣議決定を具現化するために積極的な取り組みが行われていると評価している。 交通遺児等への生活資金の貸付業務について、「今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「債権回収マニュアル」の徹底やその他の方策に取り組んでいるものと認められるが、貸倒懸念債権は22年度も増加しており、引き続き貸倒懸念債権の抑制に向けた取り組みに努めることを期待すると評価している。
	空港周辺整備 機構	契約手続きに係る執行体制・審査体制について、「今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価の結果において明らかにすべきである。」

		と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、所定の規程類に基づき適正に執行・審査が行われており、審査機関における監査結果についても理事長に対して報告がなされており、適切であると評価している。
	都市再生機構	消防用設備点検業務及び共同聴視施設維持管理業務に係る契約について、「今後の評価に当たっては、本件と類似の事案の再発防止を図る取組が着実に実施されているかという観点から契約事務の適切性について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、委託料の算定内容の検査、確認を十分行うよう指導を行い、適正な執行万全を期するよう周知徹底をはかるなど、再発防止の取組みを行っている」と評価している。
	日本高速道路保有・債務返済機構	道路業務収入について、「今後の評価に当たっては、高架下の占用許可物件に係る占用料の算定や徴収の審査の適切性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、各高速道路会社に対して、占用許可申請書のチェックポイント等の周知をはかることにより、審査の一層の適正化を改めて要請するなど、連携体制の強化を図っているほか、占用許可の更新時において、更新時点においても減免すべき理由及び根拠を厳格に確認しており、適切であると評価している。
	住宅金融支援機構	バリアフリー対応賃貸住宅融資について、「今後の評価に当たっては、是正措置の取組状況及び再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにした上で、その取組が着実に実施されているかについて評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、平成 20 年度に会計検査院から受けた指摘については、入居者募集開始時までに高円貸登録の確認を徹底するなどの取組を行うことにより、会計検査院から、指摘内容に沿った措置を講じているとされた(平成 22 年 11 月)が、その後、一部支店において、これらの取組が適切に実施されていないことが判明したため、これらの取組を再度徹底するための方策を実施することが求められる」と評価している。
法務省	日本司法支援センター	今後の評価に当たっては、「内部統制の充実・強化に当たり、法人の取組状況に対する貴委員会としての見解を評価の結果において言及すべきである」と指摘されたことを踏まえ、内部統制事項について、総合評価表において言及した。

図表 49. 独立行政法人の業務実績に関する二次評価意見(報道資料)

平成 23 年 12 年9日

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:阿曾沼元博・順天堂大学客員教授・混志会がん医療グループ代表)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 4～17を参照。

1 平成22年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成22年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、特に、内部統制や保有資産を始めとした昨年度の指摘事項等のフォローアップに留意しながら、二次評価を効果的・効率的に実施。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 内部統制の充実・強化

- 今回は、法人の長のマネジメントに関する、①重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底、②ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応についてフォローアップ
- 昨年度の評価結果では言及されていなかった法人の多くで今回は言及されており、内部統制に関する評価はおおむね定着
- 今後は、内部統制の更なる充実・強化を図る必要があるため参考となる主な留意点、取組を提示

- ①組織にとって重要な情報等の把握
 - 業務執行ライン以外からの情報伝達の仕組みの整備 等
- ②法人のミッションの役職員に対する周知徹底
 - 各役職員における自らの職務の位置付け（何のためにその職務を行うのか）、重要性の認識
 - トップと現場等における双方向の意思疎通 等
- ③リスクの洗い出し、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応

（注）独立行政法人における内部統制＝「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」（「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（平成22年3月公表））

イ その他

- 基本方針への対応等：○基本方針の指摘事項に基づく法人の取組に係るフォローアップの継続実施等
- 震災に関連した評価：○被災者支援や復旧・復興対応の取組の場合 ⇒ 法人のミッションとの関係に留意
○業績低下等による目標未達成業務の場合 ⇒ 震災との関係を精査

（注）基本方針＝「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

2

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

（合計53事項について指摘）

① 昨年度の二次評価意見等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 医薬品医療機器総合機構（厚生労働省評価委員会）
 - ✓ 水産大学校等（農林水産省評価委員会）
 - ✓ 自動車事故対策機構等（国土交通省評価委員会）
- など7法人（5評価委員会）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

- ✓ 北方領土問題対策協会（内閣府評価委員会）
 - ✓ 国際交流基金等（外務省評価委員会）
 - ✓ 国立文化財機構、日本学術振興会（文部科学省評価委員会）
 - ✓ 国立国際医療研究センター等（厚生労働省評価委員会）
 - ✓ 農畜産業振興機構等（農林水産省評価委員会）
 - ✓ 港湾空港技術研究所等（国土交通省評価委員会）
- など37法人（8評価委員会）

③ 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような評価を行うべき。

- ✓ 情報通信研究機構（総務省評価委員会）
 - ✓ 日本貿易保険、原子力安全基盤機構等（経済産業省評価委員会）
- など9法人（3評価委員会）

3